

P.12

2. フッ化物洗口の実際

例示 2 : (4) フッ化物洗口剤と洗口液の管理・保管

■ フッ化ナトリウム試薬の場合

- 薬剤師によって計量・分包された洗口剤は「劇物[※]」にあたるため、他のものと区別し、「医薬用外劇物」の表示をした場所で、鍵をかけて保管してください。
- 洗口剤は、使用する都度、在庫量と使用量を把握してください。
(マニュアル P.15 <様式 4> を活用すると把握が容易になります)

※ 水に溶解して、フッ化物濃度が 6.0% (60,000ppm) 以下となった洗口液及び医薬品である「う蝕予防フッ化物洗口剤 (例: ミラノール[®]、オラブリス[®]等)」は、劇物に該当しません。

<表示例>

医薬用外劇物

医薬用外劇物